（補足資料－３）農山漁村地域での小水力開発促進に対する補助制度

【日本】

国営那須野原総合農地開発事業

（出典）http://www.japanriver.or.jp/taisyo/oubo_jyusyou/jyusyou_katudou/no7/no7_pdf/nasunogahara.pdf

1967 年から約 30 年間実施された国営那須野原総合農地開発事業によって造成・整備された土地改良施設により、受益農家はもとより那須野ヶ原扇状地内の地下水涵養や地域配水排除機能など広く地域に貢献した。

新農業水利システム保全対策事業

（出典）http://www.maff.go.jp/chushi/kome/joho/jigyou/pdf/4.pdf

米政策改革による農業構造改革の加速化や多様な水田営農の展開に対応し、農業水利システム（農業水利施設とそれを管理する一連の組織）の役割を発揮させるためには、これらを新たな農業構造に対応した担い手中心の省力的システムに再構築することが必要であり、担い手への管理の集中・増大等といった農地の利用集積等への課題を除去し、担い手育成に資する新たな農業水利システムをモデル的に構築する。

山村地域環境保全機能向上実験モデル事業

（出典）http://www.maff.go.jp/j/council/hyoka/nousin/02/pdf/2jigyo.pdf

（1）趣旨

山村地域が有する水源かん養、景観保持、酸素供給、温室効果ガス吸収等の多面的な環境保全機能の維持・向上は、我が国全体の国土・環境保全にとって極めて重要である。しかしながら、山村地域における労力不足による不十分な環境管理や産業・生活等の人間活動による環境負荷が貴重な環境保全機能を低下させることが懸念されている。

このため、山村地域における適切な環境管理や環境負荷の低減を実現することにより山村の環境保全機能を向上させる取り組みに係るモデル事業を実施する。

（2）事業内容

1）地域内資源・エネルギーの収支実態や森林等の管理実態とその改善方策について検討を行い、地域環境保全機能向上プランを作成するとともに、

2）以下の内容の施設整備を行う。

① 循環型支援タイプ

山村地域における人間活動による環境負荷を低減させるため、資源・エネルギーの循環的・効率的利用のための施設をモデル的に整備する。

整備例：地域未利用資源の高度利用施設

（畜産廃棄物、林産廃棄物等の資源化、エネルギー化等）

自然エネルギー利活用施設（風力発電等）　等

② 共生型支援タイプ

住民の参加・連携による山村地域の環境管理を支援するための施設をモデル的に整備する。

整備例：滞在型森林等整備支援施設、山村の環境保全機能の啓発施設等

(3) 事業実施主体等

1) 事業実施主体：市町村等（振興山村）

2) 補助率：１／２以内

3) 事業実施期間：平成１１～１８年度

団体営地域用水環境整備事業（農村整備事業補助金交付）

（出典）http://www.maff.go.jp/j/nousin/seibi/sogo/s_seibi/pdf/080401_noushin_koufu.pdf

(1) 農村整備事業補助金交付要綱

農村の総合的な整備に資するため、田園整備事業実施要綱（平成 10 年 12 月 11 日付け 10 構改Ｄ第６９１号農林水産事務次官依命通知）、農村振興総合整備事業実施要綱（平成 13 年３月 30 日付け 12 農振第 1963 号農林水産事務次官依命通知）及び地域用水環境整備事業実施要綱（平成 12 年３月 24 日付け 12 構改Ｄ第２６８号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施される事業等に要する経費に対し、予算の範囲内において都道府県に補助するもの。

(2) 事業等に要する経費及び補助率

事業等：地域用水環境整備事業

経　費：都道府県が行う地域用水環境整備事業に要する経費

補助率：当該補助事業費の 50%